

○東京工業大学学術国際情報センター高性能コンピュータシステム専門委員会内
規

平成29年12月1日
運営委員会制定

(趣旨)

第1条 東京工業大学学術国際情報センター規則（平成16年規則第78号）第19条第2項の規定に基づき、高性能コンピュータシステム専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 高性能コンピュータシステム（以下「システム」という。）の管理及び運用に関する事項
- 二 システムの利用に関する事項
- 三 システムのサービス及びセキュリティ環境の整備に関する事項
- 四 システムと学内の他の情報サービスとの連携に関する事項
- 五 システムの外部機関からの利用に関する事項
- 六 システムの課金に関する事項
- 七 システムの仕様策定及び技術審査に関する事項
- 八 システムに係る将来計画に関する事項
- 九 その他学術国際情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）から付託された事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副センター長（先端研究担当）
- 二 副センター長（情報支援担当）
- 三 先端研究部門高性能計算システム分野担当教員
- 四 先端研究部門高性能計算先端応用分野担当教員
- 五 運営委員会委員のうちから運営委員会が選出した者 若干人
- 六 その他の運営委員会が必要と認めた者 若干人

(任期)

第4条 前条第6号の委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、運営委員会委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究推進部情報基盤課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この内規は、平成30年1月1日から施行する。